

第62号議案

件名	埼玉県生涯学習審議会に対する諮問事項について
提案理由	埼玉県生涯学習審議会に対して、埼玉県生涯学習審議会条例第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問したいので審議願います。
概要	諮問事項 埼玉県の新たな生涯学習推進の方向性について

(生涯学習推進課)

埼玉県生涯学習審議会に対する諮問について

諮問事項

埼玉県の新たな生涯学習推進の方向性について

諮問理由

1 「埼玉県生涯学習推進指針」策定の経緯

平成24年2月に「埼玉県の生涯学習の推進方策について」として生涯学習審議会へ諮問をし、「行政がつくる生涯学習社会からみんながつくる生涯学習社会に方向転換し、県民の主体的、自律的な活動を一層尊重していくことが大切である。」「県が目指す方向性やビジョンを明確にし、10年先を見据えた『指針』として推進していくことが望まれる。」という答申を受け、平成25年3月に「埼玉県生涯学習推進指針」を策定した。

2 策定の効果

指針では、「学び合い、共に支える社会」の実現を目指し、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」の三つの柱を掲げた。この柱に合わせ、県内では様々な生涯学習の取組が行われてきた。

県政サポーターアンケートの結果によれば、「1年間に生涯学習に取り組んだ人の割合」が、平成25年度に46.3%だったものが、令和2年度には67.8%まで伸び、県民の生涯学習に対する関心が高まっていることがうかがえる。

また、生涯学習に関連する市町村の取組も増加し、県民の学びの受け皿が拡充されるとともに、こうした取組を指針の三つの柱に位置付けたことで体系化され、「学び、学び合い、成果を活用する」というサイクルが構築されてきている。

さらに、平成29年度頃から、市町村の「学び直し」に関する講座等が急激に増加しており、「学び直し」という視点で展開される新たな潮流が生じている。

3 生涯学習における社会の変化

近年では、「人生100年時代」と言われている。100歳まで生きることが一般化する社会では、年齢による区切りがなくなり、全ての人が、自己実現を果たし、これまで気付かなかった新しい世界や新しい自分を発見し、生きがいをもって、より自分らしい豊かな人生を選び取ることができるようにすることが大切であり、これからの生涯学習に求められていることである。

また、グローバル化、急速な高齢化、ICTの進展、就業意識の変容、男女共同参画の広がり、ボランティア活動の気運の高まりなど、生涯学習を取り巻く環境も大きく変化している。折しも、新型コロナウイルスの感染拡大によって、人と人がつながることによる学びの機会や、人との出会いによって高まる学びの機会などが失われつつある。そのような中においても、「県民の学びを止めない」ために、オンラインを活用した学習の機会を提供するなど、工夫された取組も実施されている。

4 御審議いただきたいこと

本指針は策定してからまもなく10年の節目を迎える。こうした時代の変化に合わせ、新たな指針が必要だと考える。

そこで、時代の変化に合わせ、県民が生涯にわたり、学び、活躍でき、豊かな人生を形成でき、誰一人取り残さない生涯学習社会をつくるため、未来に向け、埼玉県の新たな生涯学習推進の方向性について御審議いただきたい。

あわせて、コロナ禍における生涯学習の取組についても幅広く御審議いただきたい。

埼玉県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、埼玉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じ、県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会議規則で定める。

附則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成十三・一・五・条例第二号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

I 埼玉県生涯学習推進指針に関する取組について

- ・県では平成25年3月に「埼玉県生涯学習推進指針」を策定し、「学び合い、共に支える社会」の実現を目指している。本指針に基づき、県及び市町村の生涯学習推進事業の取組状況は下記のとおりである。

県や市町村の生涯学習推進事業のうち「学び直し」に関する調査項目と結果（県801事業、市町村1,949事業）

- ・「学び直しの仕組みづくり」・・・県:128事業（16.0%）、市町村:395事業（20.3%）
- ・「学んだ成果を生かす仕組みづくり」・・・県:63事業（7.9%）、市町村:229事業（11.7%）

II 人生100年時代の「学び直し」について

1 国の考え方

- ・若い時期から高齢期を見据え、学習活動、能力開発、社会貢献など様々な活動に取り組むことを通じて、自ら生きがいを創出していくことが重要
- ・起業や就業のためだけでなく、「学び直し」は人生をより豊かにするもの
- ・文部科学省「H27. 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」
「学び直しの理由」→「教養を深めるため」「今後の人生を有意義にするため」が約5割
- ・令和元年度の文部科学省の施策
産学連携による実践的なプログラムの拡充や、リカレント教育の基盤整備

2 埼玉県における「学び直し」

本審議会では、埼玉県における「学び直し」をどのように進めていく必要があるか協議した

(1) 学び直しとは

- ・今までのことを全てやり直すという意味ではない
- ・学んだことをどう生かすか
- ・止まって学び直すのではなく、一歩進みながら学ぶ 等

(2) 学ぶ機会の必要性

- ・地域や町内会の中に学びのきっかけ作りがあると参加しやすい 等

(3) 学び直しの課題

- ・学び直しの方向性を作れたら良い 等

「学び直し」とその成果を生かすために県が取り組むべきこと

学び直しは、やり直すのではなく、次の活動を生むこと、そしてその瞬間を作ること、「学び直し」と「成果を生かすこと」を共に進めていくことが重要である。そこで「学び直しとその成果を生かすために県が取り組むこと」について、より具体的な議論とするため、「高齢者の学び直し」と「障害者の学び直し」の2点とした。

III 高齢者の学び直し

1 高齢者の学び直し

- ・高齢者は、「市民大学」や「サークル」等、様々な場所で学んでいる。

2 学んだ成果を生かす場

- ・学校だけで子供の教育を行うのではなく、地域の方の力を借りていくことも大切であり、学校とのつながりを求めていくことも大切である。

3 高齢者の学び直しの課題

- ・どこに住んでいても県民が学びを受けられるようになると良い。

IV 障害者の学び直し、生涯学習について

1 障害者が置かれている現状

- ・障害者一人一人が生活していくことを支援していくことは、ある程度いろいろな所で行われている。

2 障害者への理解

- ・障害のある方がいつも受け手ということではなく、障害のある方も社会への発信者であるという対等な関係で生きている。

3 講座等の在り方

- ・障害者が新しいスキルを身に付けるための学びがあると良い。

4 障害者の生涯学習を支える環境

- ・健常者、障害の共生社会よりも共生・協働社会を作るべきである。

埼玉県生涯学習推進指針

平成25年3月

埼玉県

目 次

第 1 章 生涯学習推進指針の策定 P	1
1 生涯学習推進の背景 P	1
2 生涯学習推進指針の策定 P	2
(1) 策定の趣旨 P	2
(2) 指針の性格 P	3
(3) 指針の見直し P	3
第 2 章 埼玉県の実況と課題 P	4
1 県民意識の実態 P	4
(1) 生涯学習に関わる「県民意識」 P	4
(2) 調査結果の分析 P	7
2 埼玉県の生涯学習推進における現況と課題 P	8
(1) 少子高齢化の進展 P	8
(2) 価値観の多様化の進展 P	9
(3) 地域コミュニティの希薄化 P	10
第 3 章 生涯学習を推進するための方針 P	11
1 埼玉県を目指す生涯学習社会 P	11
2 生涯学習推進指針 P	14
(1) 指針 1 「学びを支える」 P	14
(2) 指針 2 「学び合いを支える」 P	15
(3) 指針 3 「学びの成果の活用を支える」 P	15
埼玉県生涯学習推進指針 概要 P	16

第1章 生涯学習推進指針の策定

1 生涯学習推進の背景

教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする生涯学習の理念が示されています。また、同法第12条には、「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨の規定があります。

「生涯学習」とは、各個人が行う学習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動をいいます（平成20年2月「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」中央教育審議会答申）。その内容も趣味的なものから、市民としての社会性を培うものや職業能力の向上を目指すものまで多様です。

「生涯学習」という言葉は概ね定着しており、平成24年7月に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」によれば、生涯学習という言葉から、どのようなイメージを持つか聞いたところ、「幼児期から高齢期まで、生涯を通じて学ぶこと」を挙げた人の割合が46.2%（前回、平成17年5月の調査結果：40.1%）、「生活を楽しみ、心を豊かにする活動をすること」を挙げた人の割合が42.7%（同38.8%）、「趣味・教養を高めること」を挙げた人の割合が40.6%（同40.2%）と高くなっています（複数回答）。

経済の発展に加え、情報化、少子高齢化等の進行を背景として、人々は生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中で自らの自己実現を図ることを求めています。

学習は一人一人の能力を向上させ、ひいては社会を支え発展させ、社会全体の活性化につながるものです。また、東日本大震災等による社会状況の著しい変化も踏まえ、国（中央教育審議会生涯学習分科会）においても「生涯学習社会の構築」などについて議論がされています。

こうした状況を受けて、生涯学習社会の実現には、各個人が学習したことにより得られる様々な経験や知識等が社会の中で生かされ、社会全体を発展させていくための持続可能な仕組みづくりが必要です。

2 生涯学習推進指針の策定

(1) 策定の趣旨

これまで、埼玉県では平成11年に「埼玉県生涯学習振興計画」を策定し、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指し、各種施策を計画的に推進してきました。

当時は、文化・教養など「個人の要望」に応える多様な学習機会や内容を提供することが中心であり、そのような生涯学習を推進するための計画を策定すべきという時代の要請もありました。

県は計画の中で、様々な分野における生涯学習の施策を網羅し、行政の立場から各種施策の実現を図ってきました。計画は数回の見直しを経て現在に至っており、現行の「埼玉県生涯学習推進計画」（平成22年度～平成24年度）については、埼玉県生涯学習審議会から次のような評価を受けました。

掲げられた指標については「概ね達成される状況となっている」ものの、一方で、「学習者がその後どういう活動を始めたのか。学習の成果が生活や地域にどう生かされたのか。」「様々な施策について一部目標を数値化し、網羅的に取り組んできたことにより、県が推進する生涯学習振興の進むべき方向が見えにくい。」などの課題が指摘されました。

また、同審議会からはこれまでも「個人、団体、行政がそれぞれ自立・協働という関係に基づき、地域の力の再構築を目指すべき」、「『行政がつくる生涯学習社会』から『みんなでつくる生涯学習社会』に方向転換すべき」であるとの意見も出されておりました。

さらに、現在では市町村、民間、NPOでも様々な学習機会の提供などが充実してきており、県民の主体的、自律的な活動を一層尊重していくことが大切であるとの指摘もありました。（平成24年度埼玉県生涯学習審議会「埼玉県の生涯学習の推進方策について」答申）

こうしたことを踏まえ、今後の埼玉県の生涯学習の振興にあたっては、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取組を捉え直し、県の役割として県民の生涯学習活動を支援することに力を入れていくべきと考えました。

また、従来 of 県行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針（以下「指針」という。）」として策定することとしました。

（2）指針の性格

本指針は、埼玉県5か年計画を踏まえ、埼玉県教育振興基本計画との整合性を図りながら、平成25年度からの生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

（3）指針の見直し

本指針は、10年先を見据えた生涯学習社会の実現を目指すものです。また、県民の生涯学習の現状把握に努め、3年を目途に必要な応じて見直しを図ります。

第2章 埼玉県の実況と課題

1 県民意識の実態

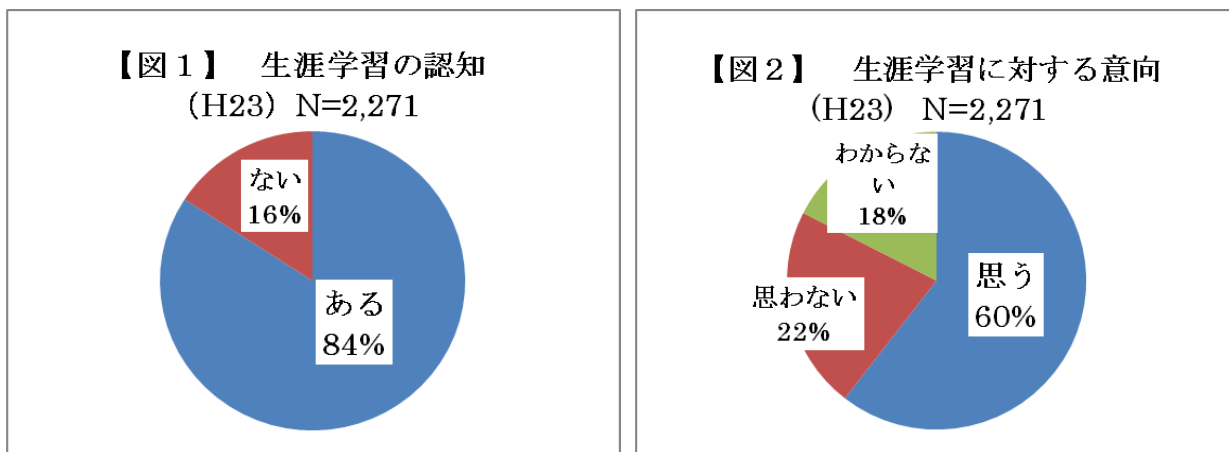
生涯学習をより推進し、県民の学習活動の一層の活性化を図り、県の支援の方向性と在り方を指針として策定するに当たり、県民の生涯学習に関わる意識の実態を捉えました。

(1) 生涯学習に関わる「県民意識」

「埼玉県政世論調査（平成23年）」及び「第34回県政サポーターアンケート（平成24年）」によると以下のような結果となっています。

ア 生涯学習に対する認知・意向について（【図1】、【図2】参照）

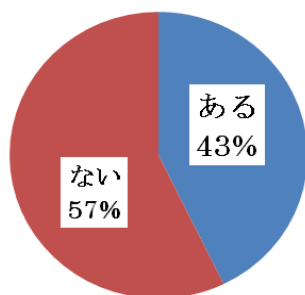
『生涯学習』という言葉聞いたことがあるか（図1）という問いに対し、「ある」は84%となっています。また、「今後、『生涯学習』を試してみたいと思うか」（図2）に対しては、「してみたいと思う」は60%となっています。一方、「してみたいと思わない」は22%となっています。



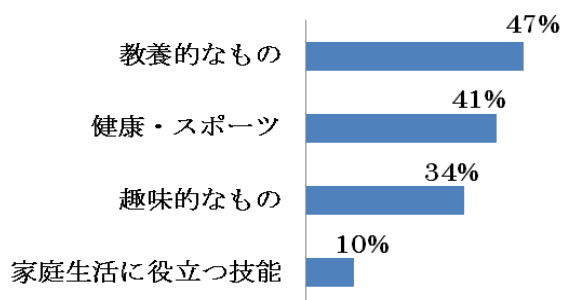
イ 生涯学習の経験の有無と内容について（【図3】、【図4】参照）

「この1年くらいの中に『生涯学習』をしたことがあるか」（図3）においては、「ある」が43%、「ない」が57%となっています。また、経験内容（図4）については、教養的なものが最も多く47%となっています。

【図3】 生涯学習の経験
(H24) N=1,991



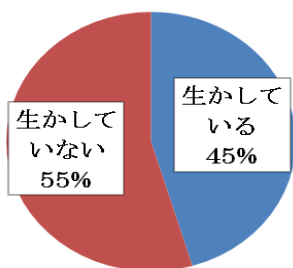
【図4】 生涯学習の内容 (H24)
N=1,991



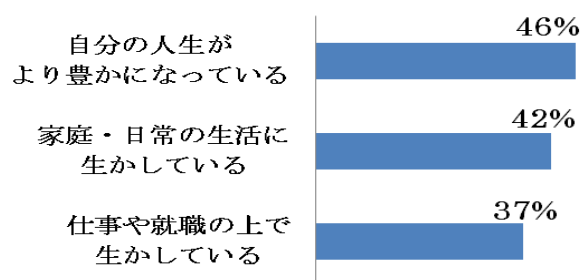
ウ 生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験の生かし方について
(【図5】、【図6】、【図7】、【図8】参照)

『生涯学習』を通じて身に付けた知識・技能や経験を生かしているか(図5)に対して、「生かしている」が45%で、「どのように生かしているか」(図6)に対しては、「自分の人生がより豊かになっている」が46%です。逆に、「生かしていない」が55%で、生かしていない理由(図7)に対しては、「時間や機会がない」が38%となっています。また、学校の活動への協力・支援(図8)に対しては、「職業や趣味などの知識を生かした学習指導・補助」が51%です。

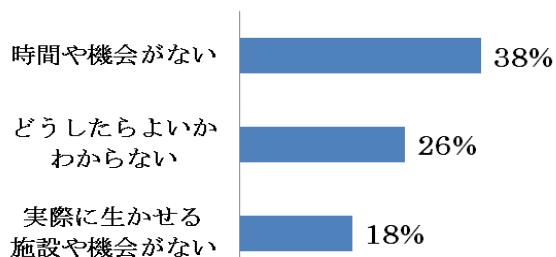
【図5】 知識・技能や経験の活用
(H24) N=1,991



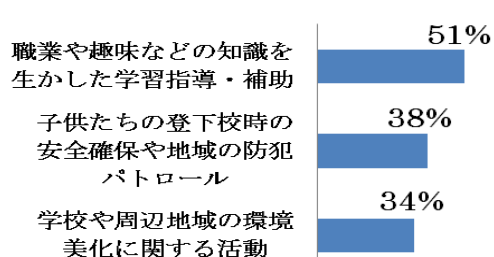
【図6】 知識・技能や経験の生かし方
(H24) N=1,991



【図7】 生かしていない理由
(H24) N=1,991

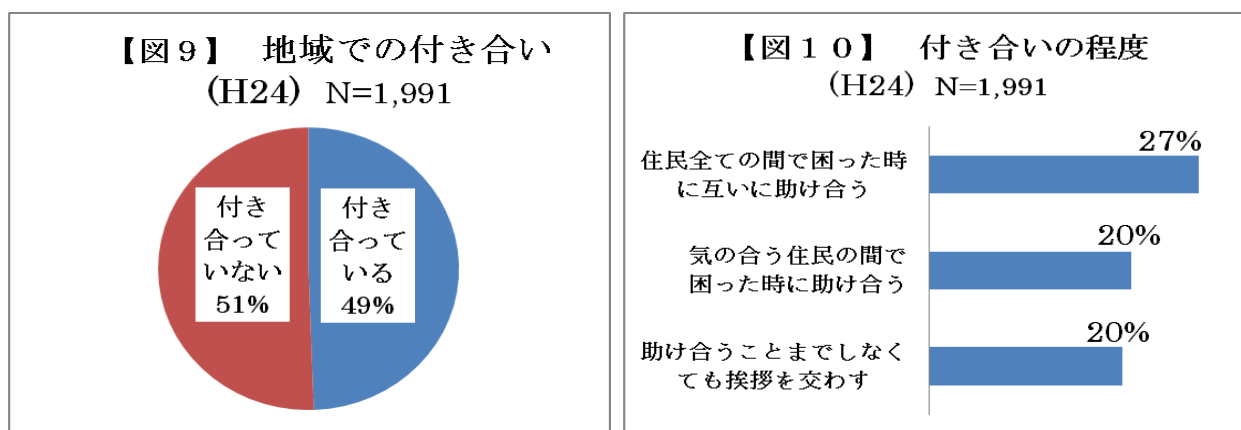


【図8】 学校を支える協力・支援
(H24) N=1,991



エ 地域での付き合いについて（【図9】、【図10】参照）

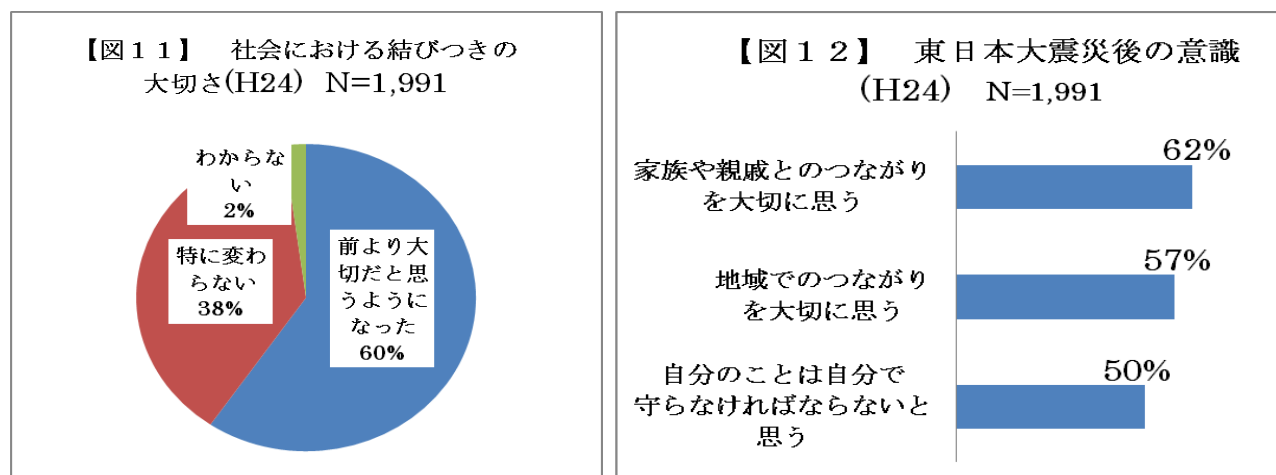
地域での付き合いの質問（図9）では、「付き合っている」は49%で、「付き合っていない」は51%となっています。また、地域での付き合いはどの程度が望ましいと思うかという質問（図10）に対しては、「住民全ての間で困った時に互いに助け合う」が27%となっています。



オ 東日本大震災後の意識について（【図11】、【図12】参照）

東日本大震災前と比べて、社会における結び付きをどのように考えるようになったかという問い（図11）では、「前より大切だと思うようになった」が60%となっています。

また、東日本大震災後、強く意識するようになった事柄（図12）としては、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」が62%で、「地域でのつながりを大切に思う」（57%）、「自分のことは自分で守らなければならないと思う」（50%）の順となっています。



(2) 調査結果の分析

県民の「生涯学習」という言葉に対する認知度は84%であり、生涯学習をしてみたいという意向は60%という状況ではあるものの、これを実践している人は43%と少ないことや、学んだことを生かしている人は45%と必ずしも多くないという課題があります。

そうした課題に対応するためには、情報提供の内容や提供方法の在り方、学習機会と場の提供という視点から、特に、社会教育施設等の運営を一層工夫することが必要です。そして、学習者が自分に最もふさわしい学習機会を見つけて取り組むきっかけづくりと学んだ成果を生かす仕組みづくりが重要です。例えば、「学習相談員」を配置したり、学校におけるボランティア活動の情報や企業による地域貢献に関する情報提供を行い、学習者の多様なニーズに対応していくことです。また、社会教育施設では、身近にある図書館や博物館等において、その施設の特色を生かし、展示や解説、読み聞かせのボランティアなど活躍の場を提供することが大切です。

さらに、県民の「地域での付き合い」については、「付き合っていない」が50%を超える状況であり、「地域での付き合いの程度」についても、「住民全ての間で困った時に互いに助け合う」27%、「気の合う住民の間で困った時に助け合う」20%、「助け合うことまではしなくても挨拶を交わす」20%となっており、地域住民間の関係の希薄化を伺える結果が示されています。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、「絆」や「コミュニティ」の重要性が再認識されました。地域住民のこうした気運の高まりが見られることから、防災など地域に根ざす課題を取り上げ、地域住民に学ぶ機会を提供することなどにより、地域での交流の機会を増やしていくことが必要です。そうして、地域コミュニティづくりを前進させることが求められます。

2 埼玉県生涯学習推進における現状と課題

「埼玉県5か年計画」（平成24～28年度）を踏まえると、本県の生涯学習を巡る現状と課題は、主なものとして以下のように整理できます。

（1）少子高齢化の進展

ア 現状

我が国の総人口はここ数年横ばいで推移していますが、本県の人口は今後数年のうちに減少に転じ、少子化及び高齢化も更に急速に進んでいく見通しです。埼玉県の人口は平成22（2010）年は約720万人で、そのうち0歳から14歳の年少人口の割合は13%、65歳以上の高齢化率は20%ですが、平成42（2030）年には、約700万人、年少人口の割合は約11%、高齢化率は約30%に達する見込みです。

イ 課題

少子高齢化の進展による人口構造の変化は経済にも大きな影響を及ぼしています。また、高齢者の増加と生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大など先行きが不透明な中で、将来への不安感が広がっています。さらに、世代間などにおける経済的・社会的格差は、社会の活力の低下や不安定化につながる懸念されています。このような中で、子育てへの不安や異年齢における交流・体験活動の不足を補い、さらには、退職後の健康、生きがいづくりや地域社会における人々の絆の形成に対する支援が求められます。

(2) 価値観の多様化の進展

ア 現状

グローバル化やICT^[*1]の発達・普及に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越え流動化しつつあり、社会の急激な変化を助長しています。特にフェイスブックなどのソーシャルネットワーキングサービスや衛星放送等のメディアによる情報共有はかつてないスピードで進んでいます。

それは、必要な情報をどのような方法で取得し、どのように活用しているか、個人によって様々であり、その判断基準は多様化し、人々の価値観にも大きな影響を与えています。それに伴い、人々の学ぶ方法や形態、さらには学習場所等が多様化してきています。

イ 課題

価値観の多様化が進展する中で、生涯学習社会の実現に向けては、新たな時代に対応できる人材の育成が求められています。そのためには、いつでもどこでも情報を得ることができ、相談できる体制づくりが必要です。

また、埼玉県は、外国人住民の増加傾向が続いています。そこには、多様な価値観を受容し、それぞれの能力を発揮しながら共に生きる多文化共生社会の形成が強く求められています。

このような時代の変化に対応するためには、多様なメディアを活用するとともに、人々のつながりを作り、ボランティア等多様な人の力を合わせた学習の方法が必要となります。

[*1] ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術。「IT」とほぼ同様の意味で用いられる。

(3) 地域コミュニティの希薄化

ア 現状

都市化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、人間関係の希薄化が問題視されたり、家庭や地域の教育力や人々の規範意識などの低下が懸念されたりしています。一方で、東日本大震災を機に個人が積極的に社会に参画し、他者と協働しながら主体的に「互助・共助」による地域づくりに貢献していこうとする機運も見られます。

イ 課題

以前から地域コミュニティの希薄化が指摘され、東日本大震災などの災害を契機に地域づくりに取り組む機運を広めていく必要性が言われております。そのためには、助け合いや地域コミュニティを軸とした支え合い、そして社会の基礎的単位である家族の絆を強めることなどが必要であり、改めて「人と人の絆づくり」が求められています。そこで、日常生活の中での学び合いを通して地域コミュニティを一層強化していく必要があります。

第3章 生涯学習を推進するための方針

1 埼玉県を目指す生涯学習社会

昭和から平成の現在において、我が国の経済の成長とともに、人々の意識は「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」へ、また、「会社人間」から「自己実現や社会貢献」を求めるものへと変化してきています。そのため、人々の絆を重視した地域づくりを目指し、学んだ成果を地域に生かす生涯学習社会を作り上げていくことがこれまで以上に期待されています。また、東日本大震災後、人と人とのつながりが強く意識されている中、互助、共助に基づいた協働による地域づくりが望まれています。

国をはじめ、これまでの生涯学習に関する多くの施策は、「個人の要望」にいかに対応していくかに関心が置かれ、成果も上げてきました。一方、「社会の要請」に応えることについても必要な施策が実施されてきてはいたものの課題も残しています。

この傾向は、本県も例外ではありませんが、課題に対応しようとする人々の意識は高まってきています。こうした状況を捉え、学んだ成果を地域社会等に生かすことができる生涯学習社会を作り上げていくことが、一層求められる状況にあります。

以上を踏まえ、第2章2で述べた埼玉県の生涯学習を巡る課題に対応し、本県の生涯学習社会を実現するため、その方針について以下のようにまとめました。

(1)の「少子高齢化の進展」に対しては、特に、少子化に伴う子育て支援や異年齢交流の機会の充実、健康・長寿及び介護に関することなどの学びの場と学びの成果を生かす場の提供が必要です。

例えば、県が実施している「子ども大学」は、異年齢で学び、交流しています。また、体験活動を地域に関わる人々の協力の下に実施しており、言わ

ば「知の循環」とも言える、学び合う仕組みづくりの一つです。この事業は、単に学びの場を提供するだけでなく、地域の子供は地域で育てる仕組みづくりに努めていることに大きな意義があります。

県としては、県民の学びを支え、その成果の活用を支えるために、新たな学びの場を提供できるようにしていくことが必要です。

(2)の「価値観の多様化の進展」に対しては、学校教育では就職指導・キャリア教育支援事業などとしても取り組んでいます。こうしたグローバル化と多様化に対応した取組は、社会の中においても必要です。そのため、県は、市町村、民間、NPO、大学等と連携して多くの情報を収集し、県民に充実した情報や学習機会を提供する必要があります。

また、外国人住民が増加している本県では、言語の多様化に対応するため、ボランティア等の育成を図り、外国人に対する理解を深める必要があります。

さらに、働くことに意欲を持たない若者に対して、広い視野と確かなコミュニケーション能力や人とのつながりをつくる機会を提供することも大切です。

県としては、県民の学びを支えるために、県内の社会教育施設等がネットワークをつくり、ICTを上手に活用した多様なメディアを利用し、学習者のニーズに応じる情報提供・学習相談体制を整備することが必要です。

(3)の「地域コミュニティの希薄化」に対しては、人と人との絆づくりが不可欠であり、地域の自主性、自立性を高める上でも学習は欠かせません。地域コミュニティの形成・維持・発展には、直接的、間接的に学習とその活動がつながっています。

例えば現状では、「学校応援団」で活動する人たちのように、自分が身に付けた知識や技能・経験などを学校教育という場で生かすことを通して、地域の活性化が図られています。また、「家庭教育アドバイザー」による親の学習などを通して、子育ての悩みを共有することでコミュニティだけでなく地域

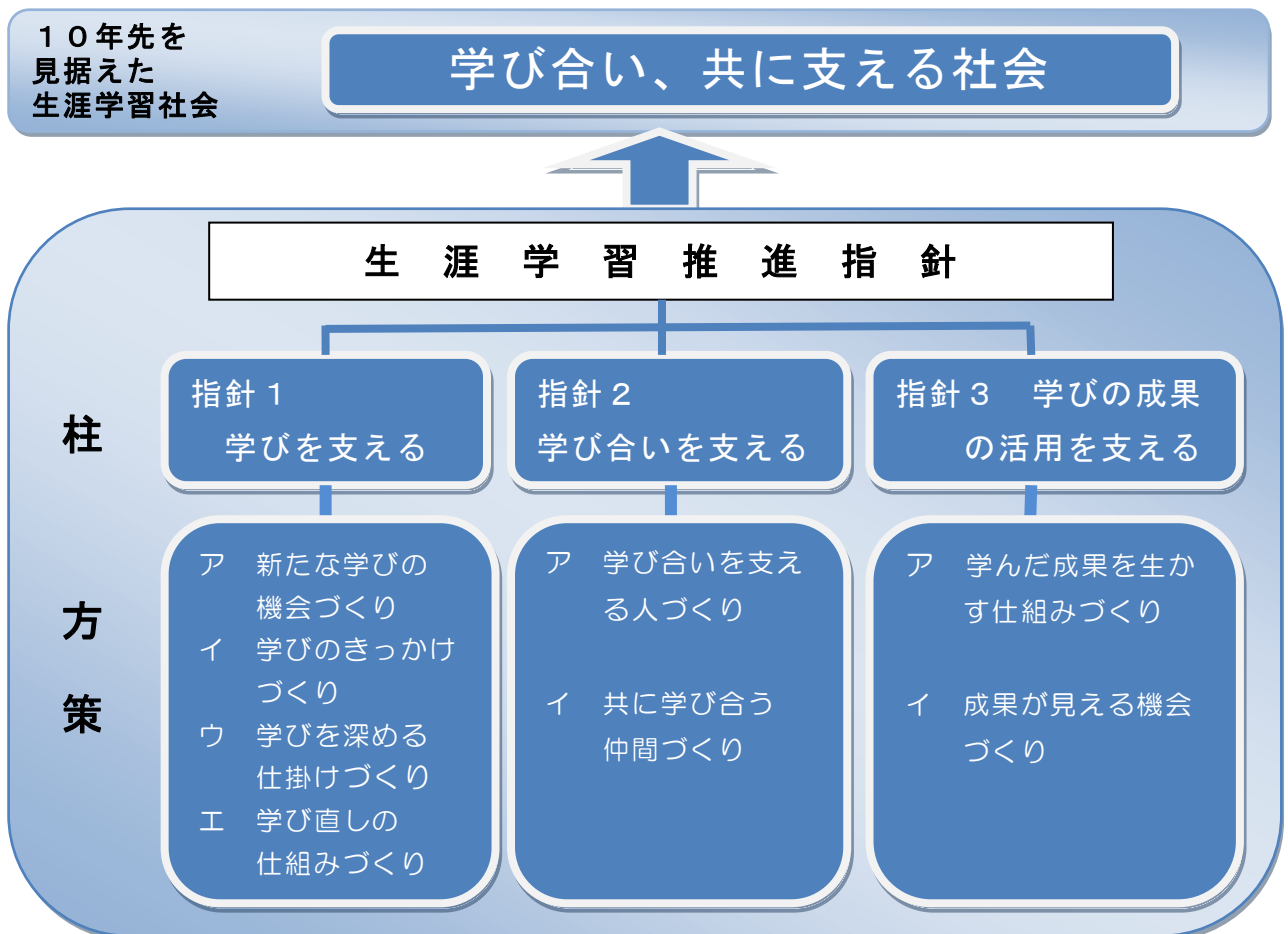
のつながりを深めています。

個人の学びを基に、人との交流を充実することが、地域コミュニティの強化となり、さらには学習の発展として社会貢献につながることから、県としては、個人が学び、そして共に学び合えるように支援することが必要です。

以上のことから、本県が目指す生涯学習社会は、「学び合い、共に支える社会」と捉え、その実現に向けては、県民が充実した人生を主体的に切り開き、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え合い高め合う社会にしていくことができるよう支援することが必要と考えます。

また、第2章2で述べた三つの課題を埼玉県の実状における課題として捉え、その課題解決に努め、今後の生涯学習の推進を図ることが重要であり、そうした支援の在り方として、「学びを支える」、「学び合いを支える」、「学びの成果の活用を支える」ことを生涯学習推進指針とします。

【埼玉県が目指す生涯学習社会の概念図】



2 生涯学習推進指針

前述1の指針について、主な方策等を含め、次のとおり整理しました。

(1) 指針1「学びを支える」

ア 新たな学びの機会づくり

- 民間、NPO、大学等の資源の発掘を進め、連携・協力を図る中で新たな学習機会の創出を支援します。
- 各関係機関が協働する体制や市町村域を超えた広域的なネットワークを構築するための必要な支援を行うことに努めます。

イ 学びのきっかけづくり

- 学習者のニーズに合っているものにアクセスできるようにすることや県民のニーズにマッチしたものを適切に選べるような情報提供を行います。

ウ 学びを深める仕掛けづくり

- 相談業務に携わる専門員の育成や研修を適切に実施し、より質の高い学習ができるよう、学習相談体制の整備・充実を進めます。

エ 学び直しの仕組みづくり

- 学び直しは新たな活動につながるため、様々な学習機会の提供を民間やNPOと協力しながら進めます。

(2) 指針2「学び合いを支える」

ア 学び合いを支える人づくり

- 社会教育主事等の資質能力を高めるための職員研修など、指導者の育成と地域貢献できるような人材の養成を支援することに努めます。

イ 共に学び合う仲間づくり

- 教えたり教わったりするという共同の学び合いなど、今日的な学びの仕組みを工夫します。

(3) 指針3「学びの成果の活用を支える」

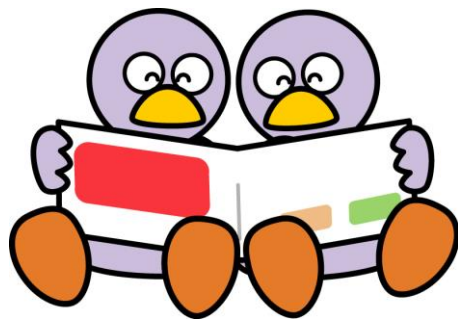
ア 学んだ成果を生かす仕組みづくり

- 県民の社会参画の機会を整備することにより、学んだ成果を生かす場や成果を生かすための仕組みづくりを支援します。

イ 成果が見える機会づくり

- 学習者の活躍の場が広がるように、学習成果の見える機会づくりが様々な分野で実施されるように支援します。

以上の指針及び方策などに基づき、「学び合い、共に支える社会」の実現に向けた具体的な取組が、行政や大学、民間、NPOなど各関係機関をはじめ、家庭、学校、そして地域社会などにおいて、相互に連携を図りながら進められることが望まれます。県としては、個人のニーズに応じた学習に加え、社会や地域の課題に関する学習活動を支援し、その成果が社会に生かされ持続可能な社会となるような仕組みづくりが実現されるよう取り組みます。



埼玉県のマスコット コバトン